

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告示	
◎公平委員会の事務の委託	
(市町村振興課) (10・24掲示)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	2
○道路の供用開始	2
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
(10・24掲示)	

規則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年11月4日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第89号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第3の4の(1)の表中6の(3)の項及び6の(4)の項を削り、同表の4の(1)の表6の(5)の項中「(1)から(4)まで」を「(1)及び(2)」に改め、同項を同表の4の(1)の表6の(3)の項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

高知県告示第641号の2

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、須崎斎場運営一部事務組合の公平委員会の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和7年10月24日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、須崎斎場運営一部事務組合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の処理の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の処理については、乙の当該委託事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と須崎斎場運営一部事務組合管理者とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事がこの規約による事務の委託を受けた旨の告示をした日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第653号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年11月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

仁山会デンタル 香南市野市町東野555番地15 令7・10・1

クリニック

室戸市立室戸診 室戸市佐喜浜町1641番地1

〃 〃 〃

療所佐喜浜出張所

高知県告示第654号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和7年11月4日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

ア リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴
イ 大和ハウスマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

(2) 届出者の住所

ア 東京都港区東新橋一丁目5番2号
イ 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス吉田店・セブン-イレブン高知吉田町店
高知市吉田町305番ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳晴	東京都千代田区 紀尾井町4番1号
大和ハウスマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区 神田三崎町三丁目3番21号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳晴	東京都港区東新橋一丁目5番2号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 阿久津 知洋	東京都千代田区二番町8番地8

(5) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の住所の変更については令和7年7月22日、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更については同年5月15日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の設置者の住所変更及び小売業者の代表者の変更ため

- 2 届出年月日
令和7年10月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
高知市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第655号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年11月4日

高知県知事 濱田 省司

北川村菖蒲

(1) 座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度26分56秒5853	東経134度03分02秒9322
2	北緯33度26分56秒6726	東経134度03分04秒4000
3	北緯33度26分57秒4456	東経134度03分04秒9759
4	北緯33度26分57秒9004	東経134度03分04秒7540
5	北緯33度26分58秒1234	東経134度03分03秒5421
6	北緯33度26分57秒4089	東経134度03分02秒7370
7	北緯33度26分56秒2263	東経134度03分06秒3605
8	北緯33度26分54秒7605	東経134度03分07秒8688
9	北緯33度26分55秒5576	東経134度03分08秒7323
10	北緯33度26分57秒6538	東経134度03分07秒3763
11	北緯33度26分57秒4825	東経134度03分06秒5164

(2) 区域

座標1から座標6までを順次に直線で結んだ線及び座標6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに座標7から座標11までを順次に直線で結んだ線及び座標11と7を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第656号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月4日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 中津公園

3 道路の区域

供用開始区间	延長(メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町下名野川字ド井350番1から吾川郡仁淀川町下名野川字ノヂ1190番14まで	216	令和7年11月4日

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第39号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

南国・香南・香美 租税債権管理機構	管理局長 会計管理者
----------------------	------------

を 「 <table border="1" data-bbox="190 174 741 357"><tr><td>南国・香南・香美 租税債権管理機構</td><td>管理局長 会計管理者</td></tr><tr><td>須崎斎場運営一部 事務組合</td><td>事務局長 会計管理者</td></tr></table> 」	南国・香南・香美 租税債権管理機構	管理局長 会計管理者	須崎斎場運営一部 事務組合	事務局長 会計管理者	
南国・香南・香美 租税債権管理機構	管理局長 会計管理者				
須崎斎場運営一部 事務組合	事務局長 会計管理者				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。